

1930年代の大興安嶺南東部におけるオロチョンの命名規則

—— アイヌとオロチョンの文化に関する比較研究にむけて ——

遠 藤 匡 俊*

要 旨 本研究の目的は、1930年代の中国北東部の大興安嶺南東部で狩猟採集活動を行っていたオロチョンを対象として、命名規則の空間的適用範囲を明らかにすることである。居住者名を照会した結果、同一家内に同名事例はなく、夏の集落および冬の集落、あるいは12集落を内包する地域という空間的範囲においても同名事例は非常に少なかった。1930年代のオロチョン社会には「近所に生きている人と同じ名前はつけない」という命名規則が存在していた。このようなオロチョンの同時居住者に関する命名規則が遵守される程度については、1800年代初期～1850年代のアイヌ社会と類似した結果が得られた。

キーワード オロチョン、1930年代、命名規則、狩猟採集民、アイヌ

I. はじめに

中国北東部の大興安嶺・小興安嶺周辺地域で狩猟採集生活を送っていたオロチョンは、狩猟採集民でありながらも、狩猟活動や移動の際にウマ（馬）やトナカイ（馴鹿）を用いるために、遊牧民としての一面をも保持していた（今西・伴, 1948a, b）。オロチョンは話言葉としてはオロチョン語を用いていたが、自らの文字をもたなかった。清代(1644～1911)には満州語・満州文字も用いられ、中華民国(1912～1949)以後とくに1953年に定住化するようになってからは漢語・漢字を用いる人が多くなった（王・関, 1999）。定住化する以前に狩猟採集生活をしていた頃には、オロチョンの集落は、少数の住居が出入り口を横に並べる1列横隊という列村形態をとっていた（秋葉, 1936a, b, 1941; 秋, 1978）。住居の出入り口を縦もしくは前後に並べる1列縦隊ではなく、1列横隊というオロチョンの集落形態は信仰と密接に結び付いており（秋, 1978）、ムブティ・ピグ

ミー (Mbuti Pygmie) やシャイアン (Cheyenne) の円村の事例（フレイザー, 1984）と同様に注目される集落形態である。このような集落形態研究に加えて、集団の流動性の研究、あるいは狩猟採集から牧畜へという人類史上の生業形態の歴史の変遷過程を考察する上でも、オロチョンは重要な研究対象といえる（遠藤・張, 2004a, b; 遠藤・張, 2005）。

一方、個人の名前には様々な機能がみられる。一人一名主義のように個人を特定する機能、社会的地位や職、出生順などを示すように社会的属性を表示する機能、祖先の名前にちなむ命名などのように個人の霊的側面にかかわる機能などである（上野, 1999; 浅野, 2000; 原, 2000）。このような個人名に関する研究のなかで、地理学分野から注目されるのは空間的側面にかかわるものである。明治期以降のアイヌは、個人の名前が幸運や不運をもたらすものと考え、出生した子供にはじめて名を命名するとき、あるいは、すでに名付けられたアイヌ名（アイヌ語の名前）をほかのアイヌ名に改名するにあたって、

* 岩手大学教育学部地理学研究室 〒020-8550 岩手県盛岡市上田3-18-33

「すでに死んだ人や近所に生きている人と同じ名前
はつけない」ようにしていた(バチエラ, 1901; Bat-
chelor, 1901, 1927; バチエラー, 1925; 久保寺,
1969)。このようなアイヌの命名規則は、明治期以前
(1800年代初期~1800年代中期)の蝦夷地(北海道,
サハリン(樺太)南半, 千島列島)の各地においても
存在していたことが同名事例の分析によって確認
されつつある(遠藤, 2001, 2004)。個人名の命名に
あたって、命名規則を遵守すべく名前を思い浮かべ
られる人々が生活する空間的範囲は、文字をもたず
漁撈・狩猟・採集活動を行っていたアイヌの日常の
生活圏としても重要な地域社会であったと考えられ
る(遠藤, 2001)。

このようなアイヌ社会にみられた命名規則は、ほ
かの狩猟採集社会においても存在していた可能性が
ある。1800年代初期~1800年代中期のアイヌのよう
に、異民族の影響を受けて文化を変容させつつあり
ながらも狩猟採集活動によって主な食糧を獲得し、
無文字社会であったオロチョン社会においても命名
規則が存在していたのだろうか。1942年頃のオロ
チョンは、果てしない樹海の中に分散していてもお
互いに連絡が保たれ、誰が何処にいるかを知り合っ
ていたという(森下, 1952)。オロチョンの集落が分
散して立地していながらも、お互いに情報交換が行
われていたのかどうかを、「近所に生きている人と同
じ名前はつけない」という命名規則が遵守される程
度を測定するという方法によって、探ることが可能
となる。

本研究の目的は、1930年代のオロチョン社会にお
いては「近所に生きている人と同じ名前はつけない」
という命名規則が存在していたのかどうかを検討す
ることである。

II. 資料と方法

1. 資料

分析に用いた資料は、泉靖一が1936年7月2日に

中国の奉天を出発して大興安嶺南東部で現地調査を
行い8月1日に奉天に戻るといふ、現地での滞在日
数は15日間ほどのオロチョンと直に接して行った
調査(一部は間接的調査)による「綽爾河上流オロ
チョン分布表」(泉, 1937)である¹⁾。この資料には、
大興安嶺南東部チヨロ(綽爾)河上流のペラ河オロ
チョンの4集落, 15家族, 73名, およびアムニュー
ル河オロチョンの8集落, 19家族, 102名の合計34
家族, 175名について、所属集落名のほかに、個人
の名, 氏族名, 性, 年齢, 結婚年齢, 家族構成(続柄)
などが記されている。ここで注目されるのは、一人
ひとりの名および氏族名は、オロチョン語の発音が
ローマ字表記によって示されていることである²⁾。
このため、ローマ字表記の発音からオロチョン語の
発音をおおよそ復元することが可能となる。

満州国時代(1932~1945)には日本人研究者によ
ってオロチョンに関する現地調査に基づく研究が精力的
に実施され(佐々木, 1994)、それ以後とくに1950
年代からは中国人研究者による研究がはじまるが
(秋, 1978; 秋ほか, 1984など)、定住生活を開始し
て生活が大きく変容する1950年代以前のオロチョ
ンの個人名については、ほとんどが漢字で表記され
ているために、オロチョン語の発音が必ずしもその
まま反映されていない。例えば、オロチョン語で
[Bayielchin] もしくは [Baigel] と発音する氏族名
を中国語では「白」と記して [bái] と発音し、オロ
チョン語で [Kaltagir] もしくは [Iikaltage] と発
音する氏族名を中国語では「何」と記して [hé] と
発音する(泉, 1937; 郡司, 1974)。このように、オ
ロチョンの個人名が中国語で表記されている場合に
は、中国語の発音からオロチョン語の発音を復元す
ることは必ずしも適当ではない。

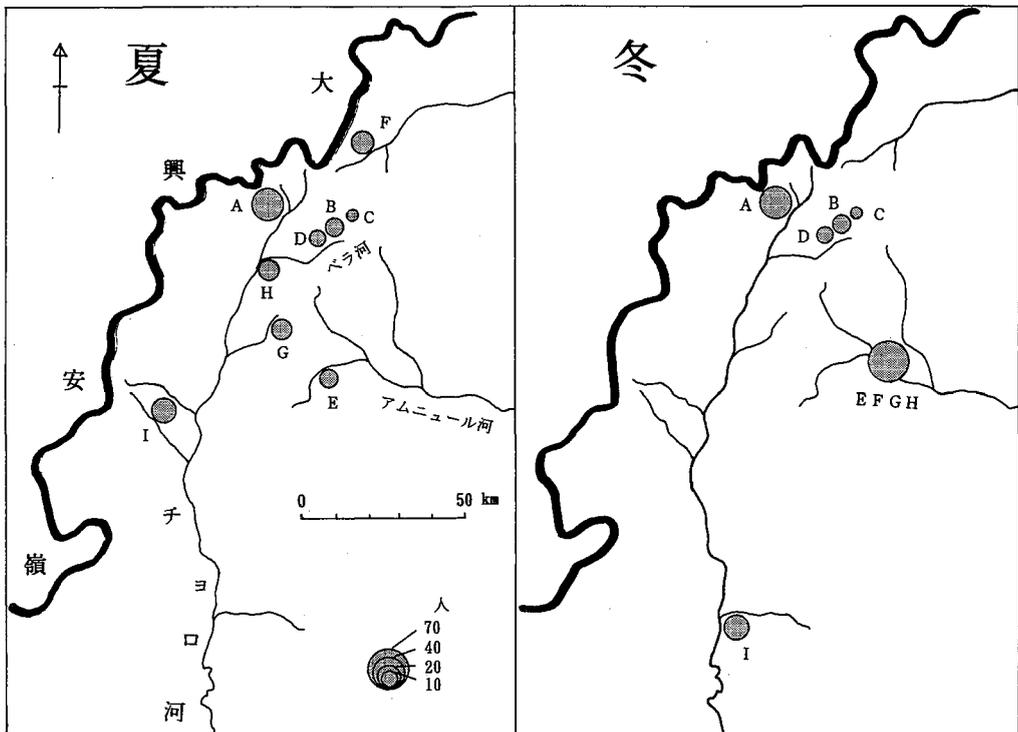
2. 方法

「綽爾河上流オロチョン分布表」(泉, 1937)にロー
マ字で表記されたオロチョンの一人ひとりの名前を
照合することで、同じ名前(同名)であるかどうか

を判断した。この場合、父親から受け継ぐ氏族名ではなく、出生後に名付けられる名を対象とした。オロチョンの社会は父系氏族制であり、氏族外婚制、同姓不娶制をとっていた。出生した子どもはすべて父親の氏族名を受け継ぎ、妻は出身氏族名をそのまま受け継ぎ結婚後も変えなかった(泉, 1937; 郡司, 1974)。したがって、普通の家族には複数の氏族名が存在することになる。「近所に生きている人と同じ名前はない」という個人名の命名規則が、どの程度の空間的範囲に生活する人々に適用されていたのかを、家、集落、チョロ(綽爾)河上流地域という地域的スケールごとに把握した。また戸主の妻、子、妹、弟などと記された親族関係や続柄などを用いて家の構成員を復元した。

III. オロチョンの集落

オロチョンは河川の両側に広がる谷間(谷場)を狩猟場として、夏は河川の上流へ移動し、冬は下流へ移動しながら、1年間に楕円を描いて谷を一周するというのが典型的な季節的移動の形態であった(赤松, 1941)。対象地域のオロチョンは、長い冬が去り雪が解け草木の芽が萌えはじめる頃になると、残雪がまばらに残る山を越えて馬とともに夏の猟場へ移動し、夏がすぎて9月中旬頃の初雪が降る季節になると、再び冬の生活を送るもとの土地へ移動していた(泉, 1937)。このようなオロチョンの季節的移動にともなう、冬の集落と夏の集落が形成された(第1図)。夏と冬では、集落の位置が大きく変わ



第1図 大興安嶺南東部のオロチョンの集落分布
アルファベットは集落を示す。冬には1集落(EFGH)を形成した構成員が夏には4集落(E, F, G, H)に別れた。ただしアムニユール河オロチョンの3集落(J, K, L)はそれぞれ1戸ずつの家で構成されているがその位置は不明である。I集落は夏には2つの集落に別れているが、各集落の人口が不明なために1集落とした。泉(1937)により作成。

る事例があるものの、その一方であまり変わらない事例もあった。対象地域のチョロ河上流地域のオロチョンは、ベラ河流域のベラ河オロチョンとアムニユール河流域のアムニユール河オロチョンに2分される。

1集落当たりの家数は、夏の場合には最低1戸、最高9戸であり平均すると2.8戸である。冬の場合には最低1戸、最高11戸であり平均すると3.8戸である。夏の12集落(冬の9集落)のうち1戸の家で構成される集落は4集落である。1集落当たりの人口は、夏の場合には最低4人、最高40人であり平均すると14.6人である。冬の場合には最低4人、最高66人であり平均すると19.4人である。1戸の家当たりの構成員数は、最高11人、最低2人であり平均すると5.1人である(第2図)。このように集落の戸数・人口は小規模であり、家の構成員も比較的少人数であった。1800年代初期のアイヌでは、1戸の家当たりの平均構成員数は5.0人でありオロチョンと同程度であるが、1集落当たりの平均人口は33.5人でありオロチョンよりも大きかった(遠藤, 2004)。

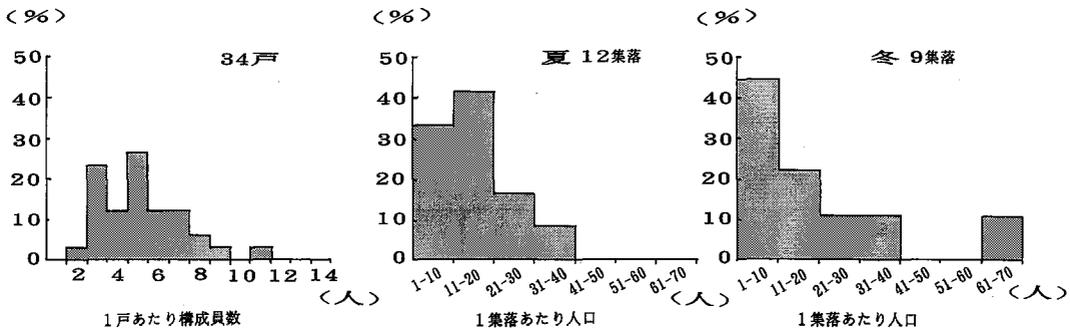
1戸の家の構成員を主要構成員と同居者に2分し、主要構成員を戸主、戸主の配偶者、戸主の息子、戸主の娘、戸主の父、戸主の母、戸主の兄弟姉妹、戸主の妻、その他の親族に細分した(第1表)。村長³⁾

という役職者を含む家を役職者の家、そのほかの家を非役職者の家とした。全体的には、一組の夫婦とその未婚の子女からなる核家族形態を主要構成員とする事例が多かった。非役職者の家には、対人口比で6.3%と少ない割合ではあるが、友人などの同居

第1表 オロチョンの家構成員の人口構成

構成員		役職者の家	非役職者の家	計
主 要 構 成 員	戸主	1 (0.6)	33 (18.9)	34 (19.4)
	戸主の配偶者	1 (0.6)	27 (15.4)	28 (16.0)
	戸主の息子		23 (13.1)	23 (13.1)
	戸主の娘		34 (19.4)	34 (19.4)
	戸主の父	1 (0.6)	3 (1.7)	4 (2.3)
	戸主の母			
	戸主の兄弟姉妹	2 (1.1)	11 (6.3)	13 (7.4)
	戸主の妻		1 (0.6)	1 (0.6)
	その他の親族		18 (10.3)	18 (10.3)
同居者			11 (6.3)	11 (6.3)
計		5 (2.9)	170 (97.1)	175 (100.0)

「緯爾河上流オロチョン分布表」により作成。



第2図 家構成員の人数別にみた家数と集落人口別にみた集落数の相対度数分布
「緯爾河上流オロチョン分布表」により作成。

者がみられた。役職者の家には同居者はなかった。

IV. 命名規則の空間的適用範囲

1. 同一家内における同名事例

対象とした家は34戸であるが、同じ家の中に同名事例は1例もなかった。オロチョンの名は、出生後1年ほどしてから名付けられるが、名に男女の区別はなく、名から性別を必ずしも判断することはできない(泉, 1937)。出生してもすぐには個人名が命名されないこと、および名から性別を必ずしも判断できないことはアイヌと共通している。アイヌでは、幕府の同化政策による和名化(日本語の名を命名すること)によるものを除くと、出生して数年ほど経過してから命名されていたようである。またアイヌの名からはまったく性別が区別できないという訳では必ずしもなく、-ainuで終わるときは男性、-matで終わるときは女性である傾向がある(金田一, 1940)。

オロチョンでは、同じ家の中で暮らす人々の中には、婚姻によって他の家から移動してきた人や友人などが同居というかたちで他の家から移動してきた人が含まれるにもかかわらず、命名規則が存在し、きわめてよく遵守されていたと考えられる。1800年代初期の択捉場所、厚岸場所、静内場所、高島場所、北蝦夷地東浦のアイヌ社会においては、とくに北蝦夷地東浦において、非親族を同居者として含みながらも同一家内においては同名事例が1例もなかったこ

と(遠藤, 2004)と共通している。

2. 同一集落内における同名事例

個人名の同名事例が同一集落内にどれだけあったのかをみると(第2表)、夏の集落においては同名事例は1例もなかった。しかし、冬の集落においては1例の同名事例が確認された。E集落、F集落、G集落、H集落の4集落は、夏にはそれぞれ別々の集落を形成しているが、冬になるとアムニール河上流地域に集合した。唯一の同名事例は、F集落の25歳の女性とH集落の6歳の女性の同名事例である。夏には、F集落とH集落の位置は約50キロメートルほどお互いに離れているが、冬の間はアムニール河上流地域に移動して同じ集落で生活したことになる。この2人は名が同じであるだけでなく、氏族名も同じであり、まさに同姓同名の事例⁴⁾である。冬の間だけのことではあるが、同一集落内における同名事例ということになる。この同名率(人口に占める同名事例数の割合)は、0.6%(1/175)であった。このように集落という空間的範囲の中には、同時居住者との同名事例はほとんど生じていなかった。

オロチョンの社会では、妻は出身氏族名をそのまま受け継ぎ結婚後も変えなかった(泉, 1937; 郡司, 1974)ので、夫と妻の氏族名は異なっている。しかも、集落を構成する複数の家ではそれぞれの戸主の氏族名が異なっている場合がある。このために、同一集落内には必ずといっていいほど複数の氏族名が

第2表 同一集落内における同名事例数

地 域	オロチョン		アイヌ			
	夏	冬	択捉場所	厚岸場所	静内場所	北蝦夷地東浦
同名事例数 (a)	0	1	1	0	0	0
規則不適用者数 (b) (人)	0	1	1	0	0	0
人口 (p) (人)	175	175	1,129	763	569	2,094
同名率 (a/p%)	0	0.6	0.09	0	0	0
規則不適用者率 (b/p%)	0	0.6	0.09	0	0	0

「緯爾河上流オロチョン分布表」により作成。ただしアイヌについては遠藤(2004)による。

存在していたことになる(第3表)。同一集落内に含まれる氏族名数は夏でも冬でも2~7である。氏族名が異なっているにもかかわらず、同一集落内に同名事例がほとんどなかったということは、命名規則の適用範囲が氏族という親族関係ではなく、集落という空間に存在していたことを意味すると考えられる。これは、1800年代初期のアイヌ社会において同一集落内に非親族(もしくは遠い親族)を含みながらも同名事例はほとんどなく、命名規則の適用範囲が親族という社会的関係ではなく、集落という空間に存在していたことを意味すると考えられること(遠藤, 2004)と類似している。

3. チョロ(綽爾)河上流地域内における同名事例

チョロ(綽爾)河上流地域におけるオロチョンの集落は、夏には12集落であるが、そのうち4集落は冬に集合して1集落を形成するので冬には9集落となる。このチョロ河上流地域全域を対象として同名事例の分析を行った。チョロ河上流地域は、ベラ河流域のベラ河オロチョンとアムニール河流域のアムニール河オロチョンの二つの地域に分けられる。

まず、ベラ河オロチョンにおいては同名事例は1例もなかった。ただし、これはベラ河オロチョンの1戸のみは強制的にアムニール河流域のF集落に居住させられていた結果である。ここで、強制的にベラ河流域からアムニール河流域へ居住させられていた1戸が、もとのままベラ河流域に居住していたと仮定すると、ベラ河流域の同名率は1.3%(1/77)となる。同様に、アムニール河流域においては、一例の同名事例としてF集落の25歳の女性とH集落の6歳の女性の同名事例がある。この同名率は1.0%(1/102)である。ベラ河流域とアムニール河流域を含むチョロ河上流地域全体では2例の同名事例が確認された。一つは、A集落の7歳の男性とF集落の7歳の男性の同名事例⁹⁾である。いずれも同一氏族名であり、いわゆる同姓同名である。もう一つは、A集落の16歳の女性と、F集落の25歳の女性と、H集落の6歳の女性の3人の同名事例である。このうち後二者は同一氏族名であり、いわゆる同姓同名である。対象地域における同名率は、1.1%(2/175)である。同様にして規則不適用者率(人口に占める同名者数の割合)は、1.7%(3/175)である。

第3表 オロチョンの家・集落・地域に含まれる氏族名数

(a) 家		(b) 集落			(c) 地域			
同一家内に含まれる氏族名数	家数	同一集落内に含まれる氏族名数	夏	冬	同一地域内に含まれる氏族名数	ベラ河流域	アムニール河流域	チョロ河上流地域(計)
			集落数	集落数				
1	1	1			1			
2	24	2	4	3	2			
3	6	3	2	1	3			
4	2	4	2	1	4			
5		5	1	1	5			
6		6	2	1	6			
7		7	1	2	7			
8		8			8	1		
9		9			9		1	
10		10			10			1
不明	1	不明			不明			
計	34	計	12	9	計	1	1	1

「綽爾河上流オロチョン分布表」により作成。

4. オロチョンとアイヌの比較

このオロチョンの値を1800年代初期のアイヌの値と比較すると、同名率は択捉場所では1.0%、厚岸場所では0.3%、静内場所では0.4%、高島場所では1.6%、北蝦夷地東浦では0.5%であり、規則不適用者率は択捉場所では1.1%、厚岸場所では0.3%、静内場所では0.4%、高島場所では1.6%、北蝦夷地東浦では0.5%である(第4表)。高島場所におけるアイヌの同名率および規則不適用者率が高かったが、これは和人の進出が比較的早くアイヌ文化が変容しつつあった地域であるためと考えられる(遠藤, 2004)。オロチョンの場合、規則不適用者率は高島場所よりも高い値となっているが、同名率は高島場所よりも低い。このことから、チョロ河上流地域においても命名規則が存在していた可能性が高いと考えられる。

また、1850年代のアイヌの18カ所の各場所における同名率の値は、0%~4.4%であった(遠藤, 2002)。シャマニ(様似)場所の4.4%が最も高い値であったが、次いで高かったのはタカシマ(高島)場所の1.5%、ネモロ(根室)場所の1.1%、ニイカップ(新冠)場所の1.0%である。オロチョンの同名率は1.1%であり、1850年代のアイヌ社会と同程度の値であるので、チョロ河上流地域においても命名規則が存在していたと判断される。これは、アイヌが「場所」という空間的範囲内で生活する人々をお互いに認識していたと考えられることと同様に、オロ

チョンはチョロ河上流地域で生活する人々をお互いに認識していたことを示すものと考えられる。

V. ま と め

本研究の目的は、1930年代のオロチョン社会において「近所に生きている人と同じ名前はつけない」という命名規則が存在していたのかどうかを検討することであった。分析の結果、次のことが明らかとなった。

(1) 研究対象地域は1930年代の大興安嶺南東部チョロ(綽爾)河上流のペラ河オロチョンの4集落、15家族、73名、およびアムニール河オロチョンの8集落、19家族、102名の合計34家族、175名である。

(2) 1戸の家当たりの構成員数は、最高11人、最低2人であり平均すると5.1人である。一組の夫婦とその未婚の子女からなる核家族形態を主要構成員とする事例が多かった。1集落当たりの家数は、夏には最低1戸、最高9戸であり平均すると2.8戸であり、冬には最低1戸、最高11戸であり平均すると3.8戸である。1集落当たりの人口は、夏には最低4人、最高40人であり平均すると14.6人であり、冬には最低4人、最高66人であり平均すると19.4人である。オロチョンの集落の戸数・人口規模は、1800年代初期のアイヌよりも小さかった。

(3) 同一家内には同名事例は1例もなかった。これは1800年代初期のアイヌと同じ結果である。同一

第4表 同一地域内における同名事例数

地 域	1930年代のオロチョン	1800年代初期のアイヌ				
	チョロ河上流	択捉場所	厚岸場所	静内場所	高島場所	北蝦夷地東浦
同名事例数 (a)	2	11	2	2	3	10
規則不適用者数 (b) (人)	3	12	2	2	3	10
人口 (p) (人)	175	1,129	763	569	190	2,094
同名率 (a/p%)	1.1	1.0	0.3	0.4	1.6	0.5
規則不適用者率 (b/p%)	1.7	1.1	0.3	0.4	1.6	0.5

「綽爾河上流オロチョン分布表」により作成。ただしアイヌについては遠藤(2004)による。

集落内における同名率（同一集落内の同時居住者との同名者数/人口）は、夏の集落においては0%であるが、冬の集落においては0.6%（1/175）であった。チョロ（綽爾）河上流地域における同名率は、1.1%（2/175）であり、規則不適用者率（人口に占める同名者数の割合）は、1.7%（3/175）であった。この値を1800年代初期のアイヌと比較した結果、「近所に生きている人と同じ名前を付けない」という同時居住者の場合の命名規則は、1930年代のオロチョンにおいても存在し、その適用範囲は家、集落という空間的範囲にまで及んでいたと考えられる。またチョロ（綽爾）河上流という地域的範囲においても、規則不適用者率の値がアイヌに較べて少し高いものの同名率の値は低く、命名規則は存在していたと考えられる。

(4) こうしてオロチョンの同時居住者に関する命名規則が遵守される程度については、1800年代初期～1850年代のアイヌ社会と類似した結果が得られた。これは、オロチョンとアイヌの移動、とくに前住者がすでに居住している集落への移動においては、誰が移動先の集落にすでに居住しているかを事前に認識した上で移動していたことを意味している。

アイヌでは親子、兄弟姉妹という近い親族がすでに居住する集落へ移動していた（遠藤，1987, 1997）が、オロチョンではどうであろうか。また、アイヌで生じていた集落レベルの集団の流動性（遠藤，1985, 1987, 1997）が、オロチョンにおいても生じていたのだろうか、またそのメカニズムはどのようなものであったのだろうか。さらには、流動性の程度はどのようなものであったのだろうか。このようなことが今後の課題として残される。

狩猟採集社会における集団の流動性の実態を、現地調査という方法によって研究することが現在では困難になってきており、史料分析という方法によって比較研究することが有効と考えられる。その一例

として、アイヌとオロチョンの比較研究が位置付けられる。

本研究では、平成15年度岩手大学活性化経費（研究代表者：遠藤匡俊，研究課題：狩猟採集民の文化に関する国際共同研究に向けて）、平成15・16・17年度科学研究費補助金（基盤研究(C) (2)）、課題番号：15520492、研究代表者：遠藤匡俊，研究課題：近世のアイヌ文化に関する歴史地理学的研究）、平成17年度学長裁量経費（岩手大学）を用いた。

（2005年11月15日 受理）

注

- 1) 「綽爾河上流オロチョン分布表」（泉，1937）には、ベラ河オロチョン15家族、73名、アムニール河オロチョン20家族、101名の合計35家族、174名とあるが、記された一人ひとりの人数を数えると、アムニール河オロチョンは101名ではなく102名であり、合計は174名ではなく175名であった。ただし、ベラ河オロチョンの1家族（4人）は強制によってアムニール河オロチョンの集落に滞在している。注5）も参照されたい。
- 2) ローマ字表記された名前の発音がオロチョン語であることは、中国黒龍江省民族博物館の張政さんからのご教示による。
- 3) 村長（mukunda）は最も勢力のある者が選ばれ任期は終身である（泉，1937）。これは氏族の頭としての氏族長とは別である。
- 4) H集落の6歳の女性の命名にあたっては、F集落の25歳の女性にあやかって同じ名を命名した可能性が残されている。この場合には、当時は命名規則が存在していたと考えられるので、規則不適用の事例ということになる。
- 5) この事例の場合、後者のF集落の7歳の男性が所属する家は日本の工作当局の命令によってF集落に滞在しており（泉，1937）、しかも同姓同名で同年齢であることから、この二人の男性は同一人物であった可能性も残されている。

文 献

- 赤松智城（1941）：総説。赤松智城・秋葉 隆：『滿蒙の民族と宗教』。内外出版，1-53。
秋葉 隆（1936a）：トケブ吉岡君オロチョン踏査記

- (三)ーオロチョン民俗断篇ー。満蒙, 17(9), 109-119.
- 秋葉 隆 (1936b) : 大興安嶺東北部オロチョン族踏査報告(一)。京城帝国大学文学会論叢, 4, 1-48.
- 秋葉 隆 (1941) : オロチョン族。赤松智城・秋葉 隆 : 『満州の民族と宗教』。内外出版, 55-157.
- 浅野久枝 (2000) : なづけ 名付け。福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄編 : 『日本民俗大事典 下』。吉川弘文館, 255-256.
- 泉 靖一 (1937) : 大興安嶺東南部オロチョン族踏査報告。民族学研究, 3(1), 39-106.
- 今西錦司・伴 豊 (1948a) : 大興安嶺におけるオロチョンの生態 (一)。民族学研究, 13(1), 21-39.
- 今西錦司・伴 豊 (1948b) : 大興安嶺におけるオロチョンの生態 (二)。民族学研究, 13(2), 42-61.
- 上野和男 (1999) : そめいけいしょう 祖名継承。福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄編 : 『日本民俗大事典 上』。吉川弘文館, 987-988.
- 遠藤匡俊 (1985) : アイヌの移動と居住集団ー江戸末期の東蝦夷地を例にー。地理学評論, 58A(12), 771-788.
- 遠藤匡俊 (1987) : 江戸末期の三石アイヌにおける流動的集団の形成メカニズム。地理学評論, 60A(5), 287-300.
- 遠藤匡俊 (1997) : 『アイヌと狩猟採集社会ー集団の流動性に関する地理学的研究ー』。大明堂。
- 遠藤匡俊 (2001) : 19世紀中葉の根室場所におけるアイヌの改名と命名規則の空間的適用範囲。地理学評論, 74A(11), 601-620.
- 遠藤匡俊 (2002) : 根室場所におけるアイヌの命名規則と幕府の同化政策。歴史地理学, 44(1), 48-59.
- 遠藤匡俊 (2004) : 1800年代初期のアイヌの社会構造と命名規則の空間的適用範囲。地理学評論, 77(1), 19-39.
- 遠藤匡俊・張 政 (2004a) : 狩猟採集民オロチョンの集落研究に向けて。岩手大学教育学部研究年報, 63, 71-80.
- 遠藤匡俊・張 政 (2004b) : 狩猟採集民オロチョンの集落の戸数規模。岩手大学文化論叢, 6, 95-103.
- 遠藤匡俊・張 政 (2005) : 鄂伦春“集落”(烏力楞)構成規模考ー从民族地理学的的视角展开ー。岩手大学教育学部研究年報, 64, 19-24. (中国語)
- 金田一京助 (1940) : 『アイヌの研究』。八洲書房。
- 久保寺逸彦 (1969) : 命名。アイヌ文化保存対策協議会編 : 『アイヌ民族誌』, 第一法規, 472-473.
- 郡司 彦 (1974) : 『満洲におけるオロチョン族の研究』。むつみ印刷。
- 佐々木亨 (1994) : 日本人によるオロチョンに関する民族学的報告の比較研究ー「鄂倫春の實相」を中心にー。北海道立北方民族博物館研究紀要, 3, 93-137.
- バチエラ, ジュー (1901) : 『アイヌ人及其説話 中編』, 教文館。
- バチエラ, ジョン (1925) : 『アイヌ人とその説話』, 富貴堂。
- 原 毅彦 (2000) : なまえ 名前。福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄編 : 『日本民俗大事典 下』。吉川弘文館, 260-261.
- フレイザー, ダグラス 著・渡辺洋子 訳 (1984) : 『未開社会の集落』。井上書院。
- 森下正明 (1952) : トナカイとともに。今西錦司編 : 『大興安嶺探検ー1942年探検隊報告ー』。毎日新聞社, 300-307.
- 秋 浦 (1978) : 『鄂伦春社会的发展』。上海人民出版社。
- 秋 浦・布林・赵 复兴・敖 乐奇・莫 金臣 (1984) : 『中国少数民族社会历史调查资料丛刊・鄂伦春族社会历史调查』。内蒙古人民出版社。
- 王 宏剛・関 小雲 著, 黄 強・高柳信夫・荒山美恵子・大間知利尚・額田基嗣 訳, 萩原秀三郎 監訳 (1999) : 『オロチョン族のシャーマン』。第一書房。
- Batchelor, J. (1901) : *The Ainu and their folklore*. The religious tract society. London.
- ジョン・バチエラ著, 安田一郎訳 (1995) : 『アイヌの伝承と民俗』, 青土社。
- Batchelor, J. (1927) : *Ainu life and lore : Echoes of a departing race*. Kyobunkan. Tokyo.
- ジョン・バチエラ著, 小松哲郎訳 (1999) : 『アイヌの暮らしと伝承』, 北海道出版企画センター。

Spatial Application of the Name-giving Prohibition of the Orochon in the Southeastern Part of Greater Khingan Range, Northern China, in the 1930s :

Foreword to the Comparative Study of Culture between the Orochon and the Ainu

ENDO Masatoshi*

It is known that the the name-giving prohibition of the Ainu was applied, not only among individual settlement dwellers, but among the inhabitants of each district during the early 1800s and 1850s. The name-giving prohibition among the Ainu dictated that the name of a living neighbor or a dead person should not be given to another individual. However, such culture as name-giving prohibition among the Ainu has not been investigated among other societies.

The purpose of this study was to investigate the spatial range of the application of the name-giving prohibition among the Orochon in the southeastern part of Greater Khingan Range, northern China, in the 1930s. The findings of the analysis are as follows :

The core members of the household consisted of the household head, his or her spouse, and his or her son and/or daughter in many cases. The number of persons who lived in the same household were within the range of 2 to 11 persons(mean 5.1 persons per household). The number of settlement dwellers was within the range of 4 to 40 persons(mean 14.6 persons per settlement) in summer, but was 4 to 66 persons(mean 19.4 persons per settlement) in winter. The number of households within the same settlements was within the range of 1 to 9 households (mean 2.8 households per settlement) in summer, but was within the range of 1 to 11 households (mean 3.8 households per settlement) in winter. The settlement size of the Orochon was smaller than that of the Ainu in the early 1800s.

No one had the same name as that of a living member within the same household. This was true in spite of their having at least two clan names (family names) in the same household. The Orochon individual has clan name and given name, but the Ainu has given name only. The ratio of persons who contravened the prohibition against taking the name of a living neighbor within the same settlement (the number of persons whose names were same as those of living persons in the same settlement/total number of inhabitants) was 0% in summer, but was 0.6% in winter. That ratio of the Ainu in the early 1800s was within the range of 0.3% to 1.6% by district. When the study area is expanded from settlement to district, the ratio of persons who contravened the name-giving prohibition was 1.1%. That ratio of the Ainu in the early 1800s was within the range of 0.3% to 1.6% by district in the early 1800s, and was within the range of 0% to 4.4% by district in the 1850s. The name-giving prohibition of the Orochon was widely applied, not only among individual household members and settlement dwellers, but also among the inhabitants of the southeastern part of Greater Khingan range.

Key words : Orochon, 1930s, name-giving prohibition, hunter-gatherers, Ainu

* Department of Geography, Faculty of Education, Iwate University, 3-18-33 Ueda, Morioka, 020-8550, Japan